

# 7. 地域生活支援事業

障がいをお持ちの方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、各種事業を実施しています（障害者総合支援法に基づく事業です）。  
原則として1割が自己負担となり、所得等に応じて上限額を設定しています。

## （１） 地域生活支援事業サービスの種類

サービスの種類		サービス内容	対象者について	備考	
種類	サービスの名称				
地域生活支援事業	相談	相談支援	障がい者（児）とその家族等の方 ●問合先 神栖市社会福祉協議会 神栖本所 tel 0299-93-0294 fax 0299-92-8750 波崎支所 tel 0479-48-0294 fax 0479-48-1294		
	在宅で利用するサービス	移動支援	屋外での移動が困難な障がい者等について、円滑に外出できるよう移動を援します。（通院・通勤・通学には利用できません。）	身体障害者手帳をお持ちの方 知的障がい者（児）の方 精神障がい者（児）の方 難病患者の方	
		日中一時支援	日中において、介護者が病気等の理由により家庭において介護ができない場合に、一時的に事業者で見守り、障がい者等に活動の場を提供し、その他必要な日常生活の支援を行います。	身体障害者手帳をお持ちの方 知的障がい者（児）の方 精神障がい者（児）の方 難病患者の方	
		訪問入浴サービス	家庭において入浴することが困難な重度身体障がい者（児）に対し、訪問入浴車を派遣し、入浴の機会の提供を行います。	身体障害者手帳1級・2級をお持ちで、日常生活において常時介護を必要とする方	所得に応じて1回当たりの利用料を設定します
	その他	意思疎通支援	手話通訳、要約筆記者の派遣	身体障害者手帳をお持ちで、聴覚障がい、音声・言語障がいの方 ●申込先 県立聴覚障害者福祉センター「やすらぎ」 〒310-0844 水戸市住吉町 349-1 TEL 029-248-0029 FAX 029-247-1369 ・申請書に必要事項（住所、氏名、派遣先等）を記入し、利用日の1週間前までに申込みください。	費用は無料
	日常生活用具の給付	日常生活用具を購入前の申請により、費用の一部を負担します。	障がいごとに品目や対象が異なります。（45 ページ参照）		

■ 問合先  
障がい福祉課 tel 0299-90-1137（直通） fax 0299-77-5844

## （２） 障がい者虐待の防止・通報

障がいのある人が尊厳を保ち、安心して暮らしていけるよう、平成24年10月から、虐待を発見した場合の通報義務を定めたり、虐待を受けた人の保護や養護者への支援、虐待防止などを図るための法律（「障害者虐待防止法」）がスタートしました。

「障害者虐待防止法」では、すべての人に、障がいのある人への虐待を禁止しています。特に、「養護者」「障害者福祉施設従事者等」「使用者」（職場内）による虐待を「障がい者虐待」と定めています。

〈障がい者虐待の例〉

- ① 身体的虐待
- ② 性的虐待
- ③ 心理的虐待
- ④ 放棄・放任
- ⑤ 経済的虐待

神栖市では、「神栖市障害者虐待防止センター」を設置しておりますので、障がい者虐待に気づいた方はご連絡をお願いします。

神栖市障害者虐待防止センター（障がい福祉課内）

tel 0299-90-1137 fax 0299-77-5844

（休日・平日の夜間 tel 0299-90-1111 fax 0299-90-1112）

## （３） 障がいを理由とする差別の解消の推進

障がいのある人もない人も共に暮らせる社会を目指して、平成28年4月1日から障害者差別解消法がスタートしました。この法律は、不当な差別的取扱の禁止と合理的配慮の提供が求められています。また、茨城県では障害者差別相談室が設置されています。

■ 問合先 茨城県障害者差別相談室 tel 029-246-6049 fax 029-246-6048

E-mail iba-ikuseikai@bz03.plala.or.jp

水戸市千波町1918（セキショウ・ウェルビーイング福祉会館内）

※受付時間 月曜日～金曜日の午前9時～午後5時（祝日・年末年始を除く）

## （４） 神栖市障害児（者）緊急短期入所空床確保事業

介護者（保護者）が疾病等により不在となった場合、居家で介護が受けられない障がい児について、緊急受入先として市が短期入所事業所の1床を確保することで、適切な介護を提供するものです。

### ■ 対象者

神栖市による短期入所の支給決定を受けた障がい児及び障がい者（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る）のうち、申込理由のいずれかに該当する方

### ■ 申込理由

- ・介護者の疾病、事故、出産
- ・介護者の親族（民法に規定する3親等内の親族）の疾病、事故、出産、通夜・葬式

### ■ 申込時期

- ・利用を開始する日の2日前、前日、当日に、事業者に対し利用の申込みがあること。

※申込理由に該当する場合は、利用を開始する日の2日前から利用の申込みをすることができます。

### ■ 申込先

上半期（4～9月）：神栖啓愛園 tel 0299-96-1831

下半期（10～3月）：ハミングハウス tel 0479-46-7007